

平成20年度 第1回 新潟市水道局入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成20年6月3日(火) 水道局3階 第3会議室		
内 容	1 平成19年度下半期(平成19年10月～平成20年3月)における発注工事状況の報告 2 指名停止措置について 3 当番委員より抽出された工事案件の審議		
委 員 (委員数 5名) (出席数 5名)	委員長	佐々木 隆 輔 (公認会計士)	(出席)
	委員長代理	岩 瀬 昭 雄 (大学教授)	(出席)
	委 員	板 垣 剛 (弁護士)	(出席)
	委 員	市 川 賢 吾 (アルバイト)	(出席)
	委 員	猪 又 勝 (会社員)	(出席)
審議対象期間	平成19年10月 1日 ～ 平成20年 3月31日		
抽 出 案 件	10件(対象工事総件数188件)		
制限付き 一般競争入札	4件	①管広 19第21号 配水管幹線布設工事 ②西老 19第21号 配水管布設工事 ③西改整19第 7号 配水管布設工事 ④秋老 19第 9号 配水管布設工事	
指名競争入札	4件	⑤浄満宮19第 3号 2系No.5ろ過池弁駆動部点検修理工事 ⑥西給 19第 5号 配水管布設工事 ⑦秋老 19第11号 配水管布設工事 ⑧債秋他19第 5号 配水管布設工事	
随意契約	2件	⑨浄阿宮19第21号 遮断器精密点検修理工事 ⑩中他 19第41号 配水管布設工事	

質問・意見	回 答
<p>・制限付一般競争入札の中で、参加業者数が2者と少ない入札案件について。</p>	<p>・JR軌道下を横断する工事であることから入札参加要件に「JRマル特土木、JRマル特軌道の認定」を付したことによる。</p> <p>入札参加申請者が7者、辞退・棄権者が5者、入札参加者が2者となった案件についても、JR軌道下工事であり、JR認定の資格要件を満たさない業者の入札参加申込み後、辞退・棄権者があったことなどによる。</p>
<p>・制限付一般競争入札で、最低制限価格下回り業者数（無効件数）が参加業者数の75%程をしめる案件について、現在検討中の最低制限価格の変動性と併せて、考えを聞きたい。</p>	<p>・無効件数の多かったことについて、他工事と比較して特徴的な点も無く、良くわからないが、制限付一般競争入札の全体的な無効率で見ると19年度上半期約23%に対し、下半期約37%と、下半期については全体的にタイトな入札となっている。</p> <p>最低制限価格の変動性については、現在市で試行しているが、設計の構成比の関係で市の試行要件に照らし合わせると、ほとんどが無効や失格となり、現段階では配水管工事への適用は難しいものと考えている。</p>
<p>・同一路線工事、分割発注の考え方について。</p> <p>分割発注には、案件を増やし広く需給する配慮などがあるか。</p>	<p>・基本的には同一路線一工事発注としているが、工期や交通等への影響から道路管理者や警察との協議により分割発注となる。</p>
<p>・指名競争入札により、一業者が同時期に複数工事（3工事）を確保した案件について、工期的に施工状況はどうか。指名基準の中で業者ごとの手持ち工事の状況を、どう取り扱っているのか。</p>	<p>・指名選定にあたっては手持ち工事の状況も配慮している。</p> <p>指摘された案件については指名時点では、他2案件の入札前であり、手持ち工事ではない状況での指名で、結果的に重複となった。</p> <p>施工状況については、下請等の活用もあるかと思うが、施工は可能と考えている。</p>

<p>・今回の制限付一般競争入札の中で、I T V設備更新工事が、申請者数が少なく、落札率が一番高い（97.75%）入札となった背景について。</p>	<p>・既存のカメラが日立製で、他社製カメラの設置も可能な工事であるため一般競争入札としたが、制御設備との関連調整が必要であることから応札者が少なくなったと考えている。</p> <p>落札率が高くなったことについて、個々の案件積算によるものと考えているが、設計の機器費分については複数業者の見積最低価格を採用していることから設計がタイトなものになっているためと思われる。</p>
<p>・結果、既存I T V設備工事を請け負った業者が、高い落札率で再度請負っている。であれば、随意契約がよかったのではないか。</p>	<p>・他社製カメラが設置可能なことから今回の更新工事には他業者の入れる余地があり、競争入札にしたが、カメラ以外で監視制御との調整を取る部分もあることを考えると競争入札にあたいするのか、今後検討していく必要があると考えている。</p>
<p>・指名入札の中で、工事種別が機械器具設置工事の、どの案件にも辞退者がある。</p> <p>更新工事だから辞退があるのであれば、随意契約も考えに入れてはどうか。</p>	<p>・施工能力、実績等で指名しているが、業者側の他事業受注状況まではわからず、それらの関係での辞退なのか。それ以上はわかりづらい。</p> <p>浄水課の機械器具設置工事案件に関しては、競争入札と随意契約のいずれがよいのか難しい案件が多く、案件ごとによく検討しているが、この結果をふまえ、より検討を深めて行きたいと思う。</p>
<p>・下水道依頼による配水管布設工事があるが、随意契約と競争入札とがあり、路面復旧費についても全て下水道負担のものと、一部水道局負担があることについて。</p>	<p>下水道工事に支障となる水道管の移設を依頼される工事については、移設先の水道管の位置が下水道とは別の場所となる場合は競争入札とし、私道等狭くて下水道管と同一掘削断面となる場合は、随意契約としている。</p> <p>路面復旧費については、同一掘削断面となる工事であれば下水道負担、その他工事の条件により折半もしくは、按分で行うものもある。</p>

	<p>・中央事業所発注分の制限付一般競争入札，土木一式工事の入札案件の申請業者数が多いことの対応として，前回の入札監視委員会で申し上げた中央事業所地域の3分割発注について，1月分からの状況を報告する。</p> <p>北・東区 案件の平均応札数 約24者 中央・西区案件の平均応札数 約29者 西蒲区 発注案件なし</p> <p>の結果から市の基準である参加申請者数，概ね20者以上に近づいている。</p>
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 次回の抽出案件を岩瀬委員に委任・ 次回は20年11月頃に開催予定	